第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">社会福祉法人立の養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項、6項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="4">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)<br>□無(根拠：第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)<br>・那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例<br>(令和5年12月25日条例第51号)<br>・那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例<br>(令和6年3月22日条例第6号)<br><br>※別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準<br>設定年月日</td><td>平成24年12月28日</td><td>審査基準<br>最終変更年月日</td><td>令和6年3月22日</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td colspan="3">□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)<br>期間(　　)<br>■無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間<br>設定年月日</td><td>平成　　年　月　日</td><td>標準処理期間<br>最終変更年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">福祉部　　ちゃーがんじゅう課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

（別紙）

〇老人福祉法

（施設の設置）

第15条　都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

4　社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

6　都道府県知事は、第4項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第118条第2項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第4項の認可をしないことができる。

〇那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和5年12月25日

条例第51号

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。次条において「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。次条において「基準省令」という。）その他の法第17条第2項の規定に基づく厚生労働省令（養護老人ホームに係るものに限る。）をいう。次条において同じ。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

（消防関係法令への適合等）

第4条　養護老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2　養護老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)　昭和56年6月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2)　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第2項の認定を受けている建物

（体制の構築等）

第5条　養護老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2　養護老人ホームは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第6条　養護老人ホームを設置する者（次項及び第3項において「養護老人ホーム設置者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（第3項において「暴力団」という。）であってはならない。

2　養護老人ホーム設置者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員（次項において「暴力団員」という。）であっ

てはならない。

3　養護老人ホーム設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

○那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和6年3月22日

条例第6号

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。次条において「基準省令」という。）その他の法第17条第2項の規定に基づく厚生労働省令（特別養護老人ホームに係るものに限る。）をいう。次条において同じ。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第11条第4項第1号イ中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人」とあるのは「市長が特別な事情があると認める場合は、四人以下」とする。

（消防関係法令への適合等）

第4条　特別養護老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければ

ならない。

2　特別養護老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)　昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2)　建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条　特別養護老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2　特別養護老人ホームは、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条　特別養護老人ホームを設置する者(次項において「特別養護老人ホーム設置者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

2　特別養護老人ホーム設置者の役員及び特別養護老人ホームの従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

3　特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(特別養護老人ホームの建物に関する経過措置)

2　第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第15条第4項の認可に係る建物については、当分の間、適用しない。